

白川町職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第 25号

白川町職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

白川町職員の旅費に関する条例施行規則（昭和32年白川町規則第5号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(宿泊費基準額等)</u></p> <p><u>第9条の2 条例第18条(条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額(以下「宿泊費基準額」という。)とし、当該宿泊費基準額の範囲内に現に支払った額を支給する。</u></p> <p><u>2 宿泊のために現に支払った額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該宿泊に要する費用の額を宿泊料の額とする。</u></p> <p><u>(1) 会議等に参加する場合で、当該会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。</u></p> <p><u>(2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件に該当するとして最も安価な宿泊施設を選択するとき。</u></p> <p>別表第1 (第8条関係) 【別記 参照】</p>	<p>別表第1 (第8条関係) 【別記 参照】</p>

#### 附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

【別記】

改 正 後

区分		添付すべき書類
関係規則	種類	
1 第8条第1項第1号	1 条例第14条第1項第3号に規定する寝台料金、条例第28条の2第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は条例第28条の3第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する寝台料金	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	2 条例第15条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類(支出命令権者等が必要と認める場合に限る。)
	3 条例第17条第2項(条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。)の規定による宿泊の場合における日当又は <u>条例第18条第2項</u> (条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。)に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類
	4 条例第19条(条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。)に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類
	5 条例第20条に規定する移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、条例第20条第3項の規定に該当する場合には、その期間延長の許可書
	6 条例第22条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びに年齢及び移転を証明する書類
	7 条例第24条第2号に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	8 条例第25条第1項第2号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	9 条例第26条に規定する旅費	旅行中に退職等となつたこと、退

		職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
10	条例第27条第3項（条例第28条の8第2項において準用する場合を含む。）に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類
11	条例第28条の2第1号若しくは第2号に規定する運賃、条例第28条の3第1号若しくは第2号に規定する運賃又は条例第28条の4に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類
12	条例第28条の7に規定する旅費	その支払を証明するに足る書類
13	外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した旅行日記
2	第8条第1項第2号	職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類
3	第8条第1項第3号	損失額を証明する書類
4	第8条第1項第4号	交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類

### 改 正 前

関係規則	区分	添付すべき書類
	種類	
1 第8条第1項第1号	1 条例第14条第1項第3号に規定する寝台料金、条例第28条の2第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する急行料金若しくは寝台料金又は条例第28条の3第3号に規定する運賃若しくは同条第4号に規定する寝台料金	公務上の必要を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
	2 条例第15条に規定する航空賃	その支払を証明するに足る書類 (支出命令権者等が必要と認める場

		合に限る。)
3 条例第17条第2項（条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。）の規定による宿泊の場合における日当又は <u>第18条</u> 第2項（条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。）に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類	
4 条例第19条（条例第28条の5第4項において準用する場合を含む。）に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類	
5 条例第20条に規定する移転料	職員の移転、扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか、条例第20条第3項の規定に該当する場合には、その期間延長の許可書	
6 条例第22条に規定する扶養親族移転料	扶養親族であること並びに年齢及び移転を証明する書類	
7 条例第24条第2号に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	
8 条例第25条第1項第2号に規定する鉄道賃、船賃又は車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	
9 条例第26条に規定する旅費	旅行中に退職等となつたこと、退職等の事由、退職等を知つた日にいた地及び所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類	
10 条例第27条第3項（条例第28条の8第2項において準用する場合を含む。）に規定する旅費	職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する書類	
11 条例第28条の2第1号若しくは第2号に規定する運賃、条例第28条の3第1号若しくは第2号に規定する運賃又は条例第28条の4に規定する運賃	運賃の等級及び額を証明するに足る書類	
12 条例第28条の7に規定する旅費	その支払を証明するに足る書類	

	1 3　外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した旅行日記
2　第8条第1項第2号		職員又は配偶者の死亡、その死亡地及び遺族であることを証明する書類
3　第8条第1項第3号		損失額を証明する書類
4　第8条第1項第4号		交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明する書類